

令和2年6月15日

医療法人くろえクリニック
理事長 黒江 和斗殿

GLOBAL UNION（認証番号101）
首都圏青年ユニオン連合会
福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27
博多駅東パネスビル2F

執行委員長 [REDACTED]
組合員 [REDACTED]



質問書

貴法人は標記組合員との労使問題について、堂免法律事務所弁護士堂免修氏及び弁護士久留倫太郎氏に依頼し、以降当組合は同弁護士らと本件について協議を重ねております。本日までには和解に向けた協議を行うことができているのですが、和解の条件について、両弁護士が独善的考えから、およそ貴法人の利益にならない条件に固執していることから、両弁護士が真実貴法人の意思確認を行った上で和解案の提示を行っているものなのか確認の必要が生じ、本書をお送りするものです。

すなわち、本件については雇用契約及び離職票の作成に関して重大な疑義があり、問題の真相解明のための協議を重ねてきました。これについては真摯な回答が得られないことから当組合としては已む無く両弁護士について、所属する弁護士会である鹿児島弁護士会に対して懲戒請求を行わざるを得なくなったところではありますが、いまだその点の事実関係は解明されないままとなっております。もっとも、今般、組合員としても問題が長期化する中で早期解決を希望する面もあったため、和解に向けた協議をさせていただいているところです。

そして、和解条件に関連して、上記両弁護士は、令和2年4月30日付回答書5第1第3項(1)において、「当職らに対する懲戒請求につきましては、当職らにおいて粛々と対応してまいりますので、取り下げて頂く必要はございません。」と記載し、また、同(2)において、「通知法人についての公共職業安定所や労働局に対する「調査依頼」が何を指すものであるかは不明ですが、貴連合会のご判断でおやりください。」と記載し、その上で、同書第2において最終の和解案のご提示を行いました。この和解案の提示においては解決金を提示するのみで、他の条件については一切記載がありませんでした。そのため、上記申し出が、組合員と貴法人との労働問題は解決する意思はあるものの、懲戒請求及び対行政との問題に

については徹底的に争い、関係各所の判断を仰ぎたいとの意思に基づく申し出であることは明らかでした。

そのため、当組合からは上記申し出を前提にした和解案を作成しお送りしましたが、その後両弁護士は、何らの理由もなく申し出内容を変更し、和解協議を混乱至らしめております。

一方で両弁護士は、今でも懲戒請求を取り下げる必要はないとの主張は維持しており、和解条項にも懲戒請求を取り下げる必要はないとしております。

しかしながら、上記懲戒請求の調査においては、両弁護士が貴法人から交付された雇用契約書について、一見して明らかに作成に不備があるにもかかわらず、当該雇用契約書について代理人が真正な書類であることに気付かなかったことや、離職票の自署欄が偽造されたことなども理由とするものであり、この懲戒請求の調査が継続すれば、上記に対する事実確認がなされる可能性が高く、貴法人において和解金を支払うにも拘らず、この問題が解決せず関係各所から照会がなされることとなります。このような和解内容は明らかに貴法人に不利益な内容であるにもかかわらず、両弁護士は、当組合からの進言にもかかわらず、上記、懲戒請求を取り下げるとの条項を和解案に含ませることを拒否している状況です。

そこで当組合は、貴法人に対して、

- ① 現在の和解協議の経緯が真実貴法人の意思に基づくものであるのか
- ② 貴法人において解決としない可能性を残しても懲戒請求を取り下げるべきではないと貴法人においても考えているものなのか

について回答を求めますので、貴法人において、本書到達後 3 営業日以内に書面またはメール（ @ ）にてご回答ください。

なお、貴法人の真意を確認するため、本質問に対する回答は上記両弁護士を介さず、貴法人から直接行っていただきますようお願いいたします。

以上